

# 山中鉄工(株) 休日不足 年間変形労働制不成立

週40時間超え残業代  
すべて払え

## 不当労働行為を行うな！！

姫路市山田町にある山中鉄工(株)はグローリー工業と取引のある、ATMの部品製造会社です。従業員のAさんは、2011年1年間の休日が少ないことに疑問をもち、労働基準監督署に相談の上、会社が採用している1年あたりの変形労働時間制(週40時間勤務)と実際の勤務日数との比較から休日が7日間少ないことを確認して、変形労働時間制が成立していないとして週40時間を超えた分の残業代を会社に請求しましたが、会社側はAさんの主張を聞き入れようとせず、かえってAさんに不利益となる内容の労働契約を、今年1月から一方的に押しつけるといった暴挙に出て、Aさんは会社で一人だけ基本給・通勤手当が切り下げられるという差別的取扱いを受けるようになりました。

Aさんからの相談を受けた姫路ユニオンは、団体交渉を実施し、会社に対して①過去2年間の未払い賃金の支払い、②会社側が一方的に押しつけてきた労働契約内容の撤回・賃金差別分の回復、等を求めましたが、会社側は不誠実な態度を繰り返し、私たちの要求には一切答えようとはしていません。

そればかりか、団体交渉が継続中であるにも拘わらず、会社はAさんに対して「会社の方針に従えないなら、辞表を提出したらどうだ」と自主退職を促すといった不当労働行為を働く始末です。私たちはこうした会社の不法行為を許す訳にはいきません。山中鉄工(株)がユニオンの要求に真摯に応えることを、市民の皆さんに訴えます。



### 1. 週40時間を超えた分の残業代を支払え！

2011年の勤務日数が7日間多かったことは労働基準監督署も認めており、ユニオンの請求は正当なものと考えます。会社は「勤勉手当の中に含めている」と強弁していますが、Aさんの指摘を受けた後に「とって付けたように」考え出した理屈であって認めるわけにはいきません。労基署がこのような扱いを認めた事実がないことを、5月23日に監督官から事情聴取し確認しました。

### 2. 山中鉄工(株)は休暇取得方法の適正化を図れ！

この会社では、年次有給休暇の取得に際し理由を尋ねるなど、取得がしにくいような運用となっている外、取得すると皆勤手当が減額になったり、繰り越しが5日までしか認められなかったりするなど、労基法違反がまかり通っています。

### 3. 労働契約の一方的な不利益変更を撤回せよ！

Aさんが労基署に相談にいったことを逆恨みして、本人同意がないにもかかわらず、会社は一方的に今年1月から賃金・手当の引き下げを強行してきました。いくら労働関係の法律を知らないといっても、ここまでひどい取扱いというもの聞いたことがありません。山中鉄工(株)は直ちにAさんとの労働契約を以前の内容に戻し、これまで差別的取扱いを行ってきたことをAさんに謝罪して、差別賃金分の回復を行うべきです。

市民の皆さんのご理解、  
ご協力を宜しくお願いします



誰でも1人でも入れる労働組合

相談無料・秘密厳守

姫路ユニオン 079-288-1734

姫路市東延末1丁目64

<http://himejiunion.web.fc2.com/>

FAX:079-288-1158